

法人税	(1)「各事業年度の所得」については																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
-----	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

度の概要

所得の計算（主なもの）（続）	④ 非支配目的株式等（持株割合5%以下の株式等）に係る配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）…その配当等の額の20%相当額 （注1）保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入 （注2）協同組合等が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入 (2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社（持株割合25%以上の株式等）に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。 (3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。 (4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。 (5) 減価償却（後掲） (6) 貸倒引当金 ① 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去3年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。 ② 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等又は適用除外事業者に該当する法人には適用しない。） (7) 収益及び費用の帰属事業年度の特例 ① 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度 イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上であること、請負金額が10億円以上等の要件に該当するもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。 ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。 ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度 資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計上することができる。
法人社内留保課税	特定同族会社の留保金課税 法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。 特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人（資本金の額等が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。
租税の特別減免	(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4） ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度…一般試験研究費の額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（1%～14%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。 イ 税額控除割合 (イ) 増減割合が12%超 $11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375$（14%を上限とする。） (ロ) 増減割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25$（1%を下限とする。） (ハ) 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

※ 令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合（試験研究費割合）が10%を超える場合には、上記イの税額控除割合に、次の割合を加算する。

○ 控除増率：（試験研究費割合－10%）×0.5（10%を上限）

※※ 税額控除割合が10%を超える部分については、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度に限る。

※※※ 令和8.4.1以後に開始する事業年度（設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合を除く。）において、増減割合が0に満たないときの税額控除割合は、次の事業年度に応じてそれぞれの割合（下限0）とする。

○ 令和8.4.1～令和11.3.31の間に開始する事業年度 8.5%＋増減割合×30分の8.5

○ 令和11.4.1～令和13.3.31の間に開始する事業年度 8.5%＋増減割合×27.5分の8.5

○ 令和13.4.1以後に開始する事業年度 8.5%＋増減割合×25分の8.5

ロ 税額控除の上限…当期の法人税額の25%。ただし、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度においては、当期の法人税額に次の区分に応じそれぞれ次の割合（イ）及び（ハ）のいずれにも該当する場合はいずれか高い割合）を乗じた金額とする。

（イ）増減割合が4%超 （増減割合－4%）×0.625（5%を上限とする。）

（ロ）増減割合がマイナス4%未満 （増減割合＋4%）×0.625（マイナス5%を下限とする。）

（ハ）試験研究費割合が10%超 （試験研究費割合－10%）×2（10%を上限とする。）

なお、研究開発を行う一定のベンチャー企業については税額控除の上限を15%上乗せする特例を受けることができる。

（注）上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。

② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費の額について、上記①の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。

なお、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の増減割合が12%を超える場合の税額控除割合及び税額控除の上限は、次のとおりとする。

イ 税額控除割合 12%＋（増減割合－12%）×0.35（17%を上限とする。）

※ 令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、税額控除割合に、次の割合を加算する。

○ （12%×控除増率）

※ なお、試験研究費の増減割合が12%を超える場合には、さらに次の割合を加算する。

○ （（増減割合－12%）×0.375×控除増率）

ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%

なお、令和5.4.1～令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、増減割合が12%以下かつ試験研究費割合が10%超の場合の税額控除の上限は、法人税額の25%に次の金額を加算した金額とする。

○ 当期の法人税額×（（試験研究費割合－10%）×2）

※ （試験研究費割合－10%）×2の上限は10%

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度…特別試験研究費の額（上記①又は②の対象となったものを除く。）について、次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は②とは別枠で、当期の法人税額の10%を限度とする。）ができる。

イ 大学などとの共同研究又は委託研究 30%

ロ 研究開発型スタートアップ又は国公立大学等の外部化法人との共同研究又は委託研究 25%

ハ 上記以外のもの 20%

(2) 中小企業投資促進税制（措法42の6）

中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～令和7.3.31）内に、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（下記⑩「中小企業経営強化税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる（ただし、中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）

沖縄県知事の認定を受けた一定の事業者（認定事業者）が平成14.4.1～令和7.3.31のうち一定の期間内に、次の区域内において工業用機械等の取得等をした場合に、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。

度 の 概 要 (続)

租	控除限度超過額については4年間の繰越しができる（各事業年度終了の日において認定事業者である者に限る。）。
税	① 観光地形成促進地域 ② 情報通信産業振興地域 ③ 産業イノベーション促進地域 ④ 国際物流拠点産業集積地域 ⑤ 経済金融活性化特別地区
の	(4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） 特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間（平成26.4.1～令和8.3.31）内に、国家戦略特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
特	イ 平成31.4.1～令和8.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（平成31.3.31以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合45%（建物等は23%）、税額控除割合14%（建物等は7%） ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合50%（建物等は25%）、税額控除割合15%（建物等は8%）
別	(5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） 総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～令和8.3.31）内に、国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
減	イ 令和6.4.1～令和8.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等（令和6.3.31以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されたものを除く。）：特別償却割合30%（建物等は15%）、税額控除割合8%（建物等は4%） ロ 上記イ以外の特定機械装置等：特別償却割合30%（建物等は15%）、税額控除割合10%（建物等は5%）
免	(6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正法の施行の日（平成29.7.31）から令和7.3.31までの間に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
(続)	イ 機械装置及び器具備品：特別償却割合40%、税額控除割合4%（平成31.4.1以後に承認を受けた法人が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する一定の承認地域経済牽引事業の用に供したものにあっては、特別償却割合50%、税額控除割合5%（その承認地位系経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす一定のものである場合には、税額控除割合6%）） ロ 建物等：特別償却割合20%、税額控除割合2%
	(7) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3） 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和8.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、計画認定日の翌日から3年以内に特定建物等の取得等をした場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
	① 移転型計画：特別償却割合25%、税額控除割合7% ② 拡充型計画：特別償却割合15%、税額控除割合4%
	(8) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12） ① 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から令和8.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日（その計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日）の翌日から2年以内の日を含む事業年度（適用年度）において、次のイの要件の全てを満たす場合に、その計画に従って移転又は新增設をした特定業務施設において増加させた雇用者について、次のロに掲げる金額の合計額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。ただし、上記(7)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の適用を受けた事業年度については、適用することができない。（上記(7)との選択適用）

イ 要件

- (イ) 前々期・前期・当期において会社都合による離職者がいないこと
 (ロ) 雇用保険法の適用事業を行い、業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと

ロ 税額控除額

- (イ) 30万円（移転型計画の場合は50万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）のうち特定業務施設に勤務する無期・フルタイムの新規雇用者の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- (ロ) 20万円（移転型計画の場合は40万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。）から特定業務施設に勤務する新規雇用者の総数を控除した数のうち他の事業所から特定業務施設へ転勤した無期・フルタイムの雇用者（新規雇用者を除く。）の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- ② 上記①の適用を受ける又は受けた認定事業者（上記(7)の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとした場合に上記①の適用を受けられるものを含み、その計画が移転型計画であるものに限る。）が、適用事業年度以後の各適用年度（基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。）において、上記①イ(ロ)の要件を満たす場合には、計画認定日（その計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、その特定業務施設を事業の用に供した日）以後に終了する事業年度からその適用年度までの地方事業所特別基準雇用者数に40万円（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合は30万円）を乗じて計算した金額の税額控除（上記①又は上記(7)の税額控除の合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。（上記(7)との併用可能）
- (9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措法42の12の2）
 地域再生法一部改正法施行日（平成28.4.20）から令和7.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の額の合計額の40%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度とする。）の税額控除（当期の法人税額の5%を限度とする。）ができる。
- (10) 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）
 中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29.4.1～令和7.3.31までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は取得価額の7%（資本金の額等が3,000万円超の法人以外の法人は10%）の税額控除（上記(2)「中小企業投資促進税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
 控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の5）
 ① 令和4.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（継続雇用者給与等支給増加割合）が3%以上であるとき（資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である場合又は常時使用従業員数が2,000人超である場合には、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%（次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
- イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 5%（継続雇用者給与等支給増加割合が5%以上である場合は10%とし、継続雇用者給与等支給増加割合が7%以上である場合は15%とする。）
- ロ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上でありかつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 5%
- ハ ブラチナくるみん認定又はブラチナえるぼし認定を受けている場合 5%
- ② 常時使用従業員数が2,000人以下である法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるとき（資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である場合には、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%（次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。

度の概要 (続)

租税の特例

- イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 15%
 - ロ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上でありかつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 5%
 - ハ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はえるぼし認定（3段階目）を受けた場合 5%
- ③ 中小企業者等が、平成30.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合（雇用者給与等支給増加割合）が1.5%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%（次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
- イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上である場合 15%
 - ロ 教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が5%以上でありかつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 10%
 - ハ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合 5%
- 控除限度超過額については、5年間の繰越しができる（繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り繰越控除ができる。）。
- (12) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の6）
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者が、同法の施行日（令和2.8.31）から令和7.3.31までの間に、認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は次の地域に応じたそれぞれの割合による税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- ① 条件不利地域 令和4年度：15%、令和5年度：9%、令和6年度：3%
 - ② その他の地域 令和4年度：9%、令和5年度：5%、令和6年度：3%
- (13) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の7）
- ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- イ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和3.8.2）から令和7.3.31までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の支出をする場合において、情報技術事業適応設備を取得等したときは、取得価額の30%の特別償却又は3%（産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応の用に供するものについては5%）の税額控除（下記ロ及び②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- ロ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和3.8.2）から令和7.3.31までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、事業適応繰延資産の額の30%の特別償却又は3%（産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については5%）の税額控除（上記イ及び下記②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- ② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
- 産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和3.8.2）から令和8.3.31までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者（認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備を導入する旨の記載があるものに限る。）が、認定日から3年以内に生産工程効率化等設備の取得等をした場合には、その取得価額の50%の特別償却又は次の区分に応じたそれぞれの割合による税額控除（上記①イ及びロの税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）の選択適用ができる。
- イ 認定計画に記載された炭素生産性向上率が20%以上である場合 10%（中小企業者の場合は、認定計画に記載された炭素生産性向上率が17%以上であるときは、14%）
 - ロ 認定計画に記載された炭素生産性向上率が15%以上20%未満である場合 5%（中小企業者の場合は、認定計画に記載された炭素生産性向上率が10%以上17%未満であるときは、10%）

③ 戦略分野国内生産促進税制

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部改正法施行日（令和6.9.2）から令和9.3.31までの間にされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（産業競争力基盤強化商品生産用資産）の取得等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後10年を経過する日までの期間（対象期間）内の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品の生産をするために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その産業競争力基盤強化商品生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除（上記①及び②の税額控除と合計して当期の法人税額の40%（半導体に係る措置にあっては、20%）を限度）ができる。なお、税額控除限度超過額は4年間（半導体に係る措置にあっては、3年間）の繰越しができる。

(14) 沖縄の認定法人の課税の特例（措法60）

① 情報通信産業特別地区

情報通信産業特別地区として定められている区域内において、情報通信産業振興計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、同地区内においては専ら特定情報通信事業を営むこと、地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31までの間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定情報通信事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

② 国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域として定められている区域内において、国際物流拠点産業集積計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと、区域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31の間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

③ 経済金融活性化特別地区

経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域内において、同地区の指定の日以後に設立された法人で、同地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和7.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、所得の40%に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。

(15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）

国家戦略特別区域法の指定を令和8.3.31までに受けた法人については、その設立以後5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について、20%の所得控除ができる。

(16) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（措法66の13）

一定の特定事業活動を行う法人が、令和2.4.1から令和8.3.31までの間に、特定株式を取得した場合において、取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、同額の所得控除ができる。ただし、特定株式の取得後3年以内に、特定株式を譲渡した場合等一定の事由に該当する場合は、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金に算入される。

なお、特定株式のうち、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものの場合、取得後5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、取得後5年以内に、売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当する場合は、この限りではない。

※1 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

※2 大企業が、平成30.4.1～令和9.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、次の②の税額控除規定を適用できないこととする。

度の概要 (続)

租税の特別減免 (続)	ただし、当期の所得金額が前期の所得金額以下である場合は、対象外とする。 ① 要件 イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること ※※ なお、資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上又は常時使用従業員数が2,000人超で、前期の所得金額が零を超える大企業の場合には、上記①の要件を次のとおりとする。 イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額が1%以上であること ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の40%を超えること ② 税額控除規定 イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (上記(1)の①③) ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (上記(6)) ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (上記(12)) ニ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 (上記(13)の①②)
課税の特例 ある場合の 使途秘匿金 の支出が	法人が、平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その使途秘匿金の支出額の40%の法人税を課する。(措法62) 〔 使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。 〕
欠損金の繰越し・繰戻し	(1) 法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額 (控除前所得金額) の50%相当額を限度とする。 なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。 ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額 ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額 (2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。 ただし、次の法人以外の法人の平成4.4.1から令和8.3.31までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除き、繰戻還付制度は適用されない (措法66の12)。 ① 普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの (資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除く。) ② 公益法人等又は協同組合等 ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの ④ 人格のない社団等 (注) 災害により棚卸資産等に生じた損失の額 (災害損失欠損金額) がある場合は、その災害損失欠損金額について繰戻還付ができる。
納期	(1) 期限内申告の場合 事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限 (各事業年度終了の日の翌日から2月以内。) 事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限 (事業年度開始後6月を経過した日から2月以内)、確定申告書の提出期限 (事業年度終了の日の翌日から2月以内。) ただし、法人が、定款等の定め等の理由により、事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、法人の申請により、提出期限を1月間 (次に該当する場合は、次の期間) 延長することができる。 ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間 ② 特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合… 税務署長が指定する月数の期間

28. 法人税制度の概要(続)

納 期 (続)	なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 (注) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないときは税務署長の指定した日まで提出期限を延長することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。 ※ 大法人等の確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならない。
そ の 他 の 法 人 課 税 (備 考)	法人事業税 (1) 資本金1億円超の普通法人 (所得割) 所得の1.0% (付加価値割) 付加価値額の1.2% (資本割) 資本金等の額の0.5% (2) 資本金1億円以下の普通法人 (所得割) 年所得400万円以下3.5% 800万円以下5.3% 800万円超7.0% (3) 一定の業種を営む法人 ① 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等を除く)・導管ガス供給業・保険業を営む法人 (収入割) 収入金額の1.0% ② 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人 (収入割) 0.75% (付加価値割) 0.37% (資本割) 0.15% ③ 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人 (収入割) 0.75% (所得割) 1.85% ④ 特定ガス供給業を営む法人 (収入割) 0.48% (付加価値割) 0.77% (資本割) 0.32% ※上記のほか、事業税の付加税として特別法人事業税が課される。 上記(1)又は(2)の法人…基準所得割額に対し、260% (上記(1)の法人) 又は37% (上記(2)の法人) 上記(3)の法人…基準収入割額に対し、30% (上記(3)①の法人)、40% (上記(3)②③の法人) 又は62.5% (上記(3)④の法人) 法人道府県民税 (均等割) 2～80万円(法人税割) 法人税額の1.0% 法人市町村民税 (均等割) 5～300万円(法人税割) 法人税額の6.0% 地方法人税(国税) 法人税額の10.3%
資 産 再 評 価	(1) 第1次再評価 昭25.1.1～10.30の期間 再評価差額に対して6%課税 (2) 第2次再評価 昭26.1.1～9.30の期間 課税条件は第1次に同じ (3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税 ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税